

# 所得税の確定申告、市・道民税の申告期限は3月15日(金)までです

## 所得税の確定申告

【申告会場】 滝川税務署2階 大会議室 【受付時間】 平日 9時～16時  
 【開設期間】 2月16日(金)～3月15日(金)

※申告会場の混雑を回避するため、会場への入場には「入場整理券」が必要となります。「入場整理券」は税務署で当日配付しているほか、国税庁LINE公式アカウントから事前発行することもできます。

## 所得税の確定申告が必要な方

令和5年中の所得の合計額が、基礎控除・扶養控除・社会保険料などの所得控除の合計額を超える方

ただし、給与収入が2,000万円以下で、支払いを受けた給与について規定に従った源泉徴収または年末調整が行われている場合で、次のいずれかに該当する方は確定申告が不要です。

- ①給与所得および退職所得以外の所得が20万円以下の方
- ②2か所以上から給与を受け取っている場合、主たる給与以外の給与収入と①の合計額が20万円以下の方

## 市・道民税の申告

【申告会場】 市役所8階 大会議室  
 【受付時間】 平日 8時30分～11時30分、13時～16時  
 休日(2月24日、3月3日) 9時～12時、13時～15時

≪市役所での申告受付は申告日を地区別とします≫

ご都合がつかない方は、ほかの地区対象の日程でも申告をお受けします。



日	月	火	水	木	金	土
2/11	12	13	14	15	16 西滝川・北滝の川・屯田町・滝の川町	17
18	19 西滝川・北滝の川・屯田町・滝の川町	20 二の坂町・黄金町・南滝の川、文京町	21	22 朝日町・一の坂町	23 天皇誕生日	24 江部乙支所 休日申告※1
25	26 朝日町・一の坂町	27 本町・大町・緑町・江部乙全域	28	29 東町・流通団地・東滝川全域	3/1	2
3 滝川市役所 休日申告※1	4 栄町・明神町・新町・空知町・中島町・花月町	5	6 泉町・幸町・有明町	7	8 西町・扇町	9
10	11 西町・扇町	12	13	14	15	16 市内全域※2

※1 平日に都合がつかない全地区の方が対象です。

※2 ほかの日程で都合がつかない方が対象です。15日のみ15時で受付終了。

★市・道民税の申告は、申告期間後も税務課市民税係(市役所3階)3番窓口で随時受け付けを行います。

## 市・道民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在、滝川市に住所がある方は令和5年中の所得について申告していただく必要があります。ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

- ①所得税の確定申告をした方
- ②給与所得のみの方で、年末調整で所得税の精算が済んだ方

※遺族年金・障害年金のみの方や、令和5年中に収入がなかった方は、電話での申告を受け付けます。

次の内容は、市役所では受け付けをしていませんのでご注意ください。

事業所得(営業・不動産など)の初回の申告 青色申告 譲渡所得(土地・建物、その他)

上場株式等の配当等・譲渡所得 住宅借入金等特別控除の申告 雑損控除・災害減免額

※上記の対象に該当するかどうか不明な場合は、事前にお問い合わせください。

申告方法等の詳細は次のページをご確認ください。